

長期固定金利型住宅ローンとちぎん「フラット35」(機構買取型)

(令和元年11月1日現在)

1. 商品名	長期固定金利型住宅ローンとちぎん「フラット35」(機構買取型)							
2. ご利用いただける方	<p>次の条件をすべて満たす方</p> <p>(1) 申込時年齢が満70歳未満の方</p> <p>(2) 安定した収入がある方</p> <p>(3) 日本国籍の方、永住許可を受けている方または特別永住者の方</p> <p>(4) 年収に占めるすべてのお借入れ(フラット35を含みます)の年間返済額の割合が、次の基準割合を満たしている方</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年収</th> <th>基準割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>400万円未満の場合</td> <td>30%以下</td> </tr> <tr> <td>400万円以上の場合</td> <td>35%以下</td> </tr> </tbody> </table>		年収	基準割合	400万円未満の場合	30%以下	400万円以上の場合	35%以下
年収	基準割合							
400万円未満の場合	30%以下							
400万円以上の場合	35%以下							
3. お使いみち	<p>お申込ご本人またはご親族がお住まいになるための住宅(セカンドハウス含む)の建設および購入(新築住宅・中古住宅)資金、または当該資金にかかる自らの借入れの借換え資金。</p> <p>※住宅のリフォーム資金、住宅取得に付随しない土地取得資金等の利用はできません。</p> <p>※栃木銀行からの借入の借換えにはご利用いただけません。</p>							
4. ご融資金額	<p>100万円以上8,000万円以下(1万円単位)</p> <p>(1) 住宅建設の場合(建設費=下記の合計額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅建設費(設計費用・適合証明検査費用等を含みます) ・土地取得費または借地権取得費(住宅建設に付随するもの) <p>(2) 住宅購入の場合(購入価額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅購入費(住宅建設に付随する土地費用・適合証明検査費用等を含みます) <p>(3) 借換えの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(独)住宅金融支援機構が算出した対象住宅の担保評価額の200%または借換への対象となる借入の残高(適合証明検査費用を含みます)のいずれか低い金額。 							
5. 融資対象となる住宅	<p>(1) 住宅の耐久性等について(独)住宅金融支援機構が定めた技術基準に適合する住宅。</p> <p>(2) 住宅の床面積が次の基準を満たしている住宅。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一戸建て住宅の場合 : 70㎡以上 ・共同住宅(マンションなど)の場合 : 30㎡以上 							
6. 借換え対象となる借入	<p>(1) 借入日から1年以上経過している借入。(直近1年間正常に返済されていることが必要です)</p> <p>(2) 住宅取得時の借入額が8,000万円以下で、かつ住宅の建設費または購入価額の100%以内である借入。</p>							
7. ご融資期間	<p>原則として15年以上35年以内(1年単位)</p> <p>※借換えの場合は、借換え対象の借入の借入日から35年以内とします。</p> <p>※申込時年齢が60歳以上の場合のご融資期間の下限は10年とします。</p> <p>※完済時年齢が80歳となるまでの年数とします。</p>							
8. ご融資利率	<p>固定金利(ご融資利率はご融資時点の当行所定の金利を適用します)</p> <p>※ご融資利率については店頭窓口にお問い合わせ下さい。</p>							
9. ご返済方法	<p>元利均等返済毎月払いまたは元金均等返済毎月払い</p> <p>6か月毎のボーナス払い(ご融資金額の40%以内)も併用できます。</p>							

長期固定金利型住宅ローンとちぎん「フラット35」(機構買取型)

(令和元年11月1日現在)

10. 担保	ご融資対象となる住宅およびその敷地に、(独)住宅金融支援機構を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定していただきます。
11. 保証人	必要ありません。
12. 団体信用生命保険	団体信用生命保険のご利用が可能です。
13. 火災保険	ご融資対象となる物件にご融資期間以上の火災保険をご加入いただきます。(別途火災保険料が必要となります。) なお、敷地に抵当権を設定しない場合は、その火災保険金請求権に、(独)住宅金融支援機構を質権者とする第一順位の質権を設定していただきます。 ※(独)住宅金融支援機構の特約火災保険は、ご利用いただけません。
14. 手数料	(1) 当行事務取扱手数料 ご融資金額×2.20% (2) 繰上返済手数料 不要です。
15. 返済額の試算	店頭にてお申し出いただければ返済額を試算します。
16. 当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人 全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 0570-017109または03-5252-3772 ・受付日 月～金曜(祝日および銀行の休業日を除く) ・受付時間 午前9時～午後5時

- ・この商品は融資実行後直ちに(独)住宅金融支援機構に債権譲渡されますが、債権譲渡後もご融資利率や返済期間などのご契約条件に変更はなく、ご返済に関する手続き等は引続き当行がおこないます。
- ・ご融資に際し、(独)住宅金融支援機構が指定する検査機関で対象となる住宅の物件検査を受け、(独)住宅金融支援機構が定める基準に適合している証明書を提出していただきます。
- ・物件検査に要する費用はお客様のご負担となります。
- ・当行及び(独)住宅金融支援機構の審査の結果によっては、ローンご利用のご希望に添えない場合がございますのでご了承ください。